

政策VI『協働』多様なきずなが織りなす 協働のまち

施策 1	人権教育・啓発の充実
主要施策(1)	人権施策の総合的推進



将来あるべき姿

全ての人が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づく共生社会と人権文化が創造され、市民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会になっています。

まちの現状と課題

- ① 同和問題をはじめあらゆる差別の解消に向けて取り組んできましたが、今なお差別意識や偏見が根強く存在し、差別事件、差別事象が発生しています。また、子どもや高齢者、女性に対する虐待などが深刻化し、インターネットを悪用した人権侵害など新たな課題も発生しています。
- ② 人権侵害を受けている、または受けるおそれのある市民が、安心して相談できる体制づくりや相談窓口の充実が求められています。また、関係機関との密接な連携協力により、問題解決に努める必要があります。



指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値(H18)	現状値(H23)	目標値(H29)
人権を意識している市民の割合	市民アンケートによる人権についてふだん意識している市民の割合	—	63.9%	70.0%
「命の大切さ」や「人権」について話し合った市民の割合	市民アンケートによる家庭や地域で「命の大切さ」や「人権」について話し合った家族の割合	—	77.3%	80.0%
学校での人権、道徳、体験学習などの充実の重要性	市民アンケートによる小・中学校における人権、道徳、体験学習などの充実を重要だと感じる市民の割合	—	75.1%	80.0%
学校での人権教育充実の重要性	人権に関する市民意識調査による学校での人権教育を充実させることが重要だと感じる市民の割合	—	34.2%	40.0%

市の取組

①【人権教育・啓発活動の推進】

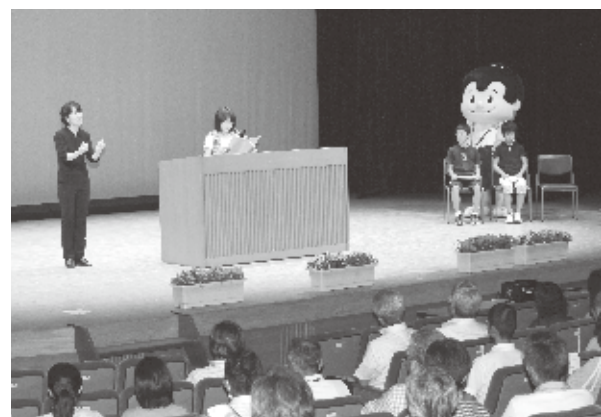
人権尊重の理念に基づいて、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場において人権教育・啓発の推進に努め、市民の理解とともに人権文化の浸透に取り組みます。また、差別事象が発生した場合は、関係機関と連携し対策を講じます。

②【相談支援体制の充実】

隣保館事業や特設人権相談など、市民が気軽に相談できる多くの機会を設けるとともに、市民が相談に行きやすく、支援体制を整備した人権センターなどの設置を検討していきます。

部門別計画

- ◎教育振興基本計画
- ◎人権尊重のまちづくり基本計画、人権尊重のまちづくり実施計画



市民・事業者等の取組

- ◆全ての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動します。
- ◆市民は、講演会や市民人権講座、地区別学習会など、人権教育・学習に積極的に参加します。
- ◆市民は、地区行事に積極的に参加し交流しながら、また、互いに協力し助け合いながら、つながりや絆を深めます。
- ◆老人クラブ連合会、消防団、連合婦人会、民生児童委員などの各種団体は、人権・同和教育研究協議会と連携し、団体別の研修に取り組みます。
- ◆企業人権教育協議会は、職場での人権意識の向上に取り組みます。
- ◆教員は、学校での人権教育を進めるため、人権スキルアップ講座や各種講演会などの学習の場に積極的に参加します。

関連する主要施策との連携の方針

【施策全般】

市が実施する全ての施策に人権尊重の視点を取り入れて、それぞれの領域で相互に調整し、人権を尊重したまちづくりを総合的に推進します。

政策VI『協働』多様なきずなが織りなす 協働のまち

施策 1	人権教育・啓発の充実
主要施策 (2)	男女共同参画社会の推進

将来あるべき姿

男女がお互いを理解し合い、固定的な役割分担意識にとらわれず、対等なパートナーとして社会づくりに参画しています。

まちの現状と課題

- ① 依然として性別役割分担意識は根強く残っており、男女平等意識の確立と社会制度や慣行の見直しが求められています。
- ② 女性の社会参画を推進するために具体的に取り組むとともに、地域や職場におけるリーダーへの女性の積極的な登用など、性別による昇進や賃金の格差をなくし、個性や能力が十分に発揮できる環境を整える必要があります。
- ③ 核家族など家庭環境の変化により、子育てや介護に関するあり方が変化し、身近なところで気軽に相談できる人が少なく孤立しがちなため、責任を分かち合う環境づくりが求められています。
- ④ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為[※]など女性に対する暴力が増加し、男女共同参画社会形成の障壁になっています。特に、DV[※]被害については、被害者本人に対する意識付けが求められています。



指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値(H18)	現状値(H23)	目標値(H29)
市の女性管理職数	男女共同参画施策推進状況調査による市役所の女性管理職の割合	15.2%	11.1%	30.0%
審議会・委員会の女性委員の割合	市が設置する審議会や委員会の委員に占める女性委員の割合	13.8%	20.9%	30.0%

市の取組

- ①【男女共同参画社会づくり】
男女共同参画の意識を醸成する学習機会を提供し、まちづくりのあらゆる分野において、男女が知恵を出し合い、対等なパートナーとして参画できる社会の実現を目指します。また、「男女共同参画市民会議(仮称)」を設置し、関連する施策や事業を評価するとともに、新たな施策展開を検討します。
- ②【男女が共に働ける環境づくり】
職業能力が均等に発揮できる職場づくりを支援するなど、男女が共に豊かに働ける就業環境を整備します。また、審議会などの委員への女性の参画を促進するとともに、市の女性職員を管理職に登用するなど、人材育成に取り組めます。
- ③【誰もが安心して暮らせる地域づくり】
男女が共に充実した仕事や家庭生活が営めるように、男女共同参画の視点に立った講座やセミナーを開催し、仕事と家庭生活が調和したライフスタイルの普及などに取り組めます。
- ④【女性相談・支援体制の充実】
関係機関と連携し、女性に対する暴力を防ぐための相談・支援体制を整備、充実します。特に、DV被害者については、安心して生活できる環境を整えるとともに、DVに対する意識啓発に努めます。さらに、専門家による相談体制の充実に取り組めます。

市民・事業者等の取組

- ◆市民は、男女平等、男女共同参画についての理解を深め、あらゆる場面で、共同参画に努めます。
- ◆事業者は、職場における男女平等、男女共同参画を推進します。
- ◆事業者は、職場と家庭生活を両立するための職場環境の整備に努めます。
- ◆事業者は、セクシュアルハラスメントなどのない職場環境をつくりまします。

関連する主要施策との連携の方針

※ストーカー行為

相手の意思を無視し、自分が関心を抱いた相手に対して一方的にしつこくつきまとうこと。待ち伏せや尾行、手紙、ファクス、メール、電話などの行為を、昼夜かまわず執拗(しつよう)に繰り返す行為。

※DV

「Domestic Violence」の略。多くの場合、夫や恋人などのパートナーから、「なぐる、ける、ものを投げつけるなどの身体的暴力」や「レイプなどの性的暴力」、「口汚くののしる、おどす、何を言っても無視するなどの精神的暴力」、「生活費を渡さないなどの経済的暴力」、「実家や友人との付き合いや本人の行動を監視、制限する社会的暴力」を受けることをいう。

部門別計画

- ◎教育振興基本計画
- ◎人権尊重のまちづくり基本計画、人権尊重のまちづくり実施計画
- ◎男女共同参画プラン、男女共同参画実施計画

政策VI『協働』多様なきずなが織りなす 協働のまち

施 策 2	コミュニティづくり
主要施策 (1)	地域コミュニティの活性化

将来あるべき姿

多様化する地域課題への対応や地域づくりの担い手として、これまでの自治会や小・中学校区単位の住民自治組織といった住民自治の基本となるコミュニティ組織を中心に、地域の中で助け合い支え合える「地域コミュニティ」が息づき、地域が活性化しています。

まちの現状と課題

①自治会は、地域に密着して、防犯、防災、環境美化、ひとり暮らし老人等の要援護者支援[※]など、地域の諸課題に積極的に取り組まれています。しかし、新たな住宅地などでは自治会組織が脆弱であったり、自治会未加入の市民が増加するなど、住民自治が十分に行われていない状況も見受けられます。



②市内の全小・中学校区で「住民自治組織」が設立されましたが、あわせて取り組まれている5年を期限とした兵庫県の「県民交流広場事業」が順次終了していくことから、組織の活動が継続されるように支援していく必要があります。



③市内では、まちづくりや地域づくりに主体的に取り組む団体やサークルなどが増えています。これらの団体やサークルの活発な活動を支援するとともに、活動しやすい環境や仕組みづくりが求められています。



④それぞれの地域でまちづくり活動への取組が活発になっていますが、同時に様々な課題も生じています。活動をより効果的に展開するためには、同種の活動や関連する各種団体が連携して取り組む必要があります。



⑤これまで実施してきたイベントを、地域コミュニティの促進や市民の交流の場として、活用していくことが重要です。



部門別計画

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H29)
まちづくりコンソーシアム協働件数	コンソーシアムが自治組織と協働して課題解決に取り組んだ件数	—	0件	10件
まちづくり活動費補助件数	応募活動に対するまちづくり活動費補助金の認定件数	—	16件	25件

市の取組

①【自治会組織への支援】



日頃の地域づくりやふるさとづくりだけでなく、災害時の救援や復興などにおける自治会の重要性や果たすべき役割を広く市民に周知するとともに、自治会活動や組織の充実・強化に対する取組を、引き続き支援します。

②【新たな住民自治の促進】



市民が主体的に地域づくりに取り組んでいる住民自治組織に対して、その自主性を尊重しながら、財政的な支援だけでなく、リーダーの育成や地域担当専門員の配置などについて検討し、地域ごとに独自の将来像を定めるなど「地域のことは地域で」を促進します。

③【まちづくり活動団体の育成・支援】



情報提供やまちづくり活動団体相互の交流・発表の場を設けるなど、活動しやすい環境や仕組みを整えるとともに、新たな団体やNPOなどの育成に取り組めます。

④【地域活動組織の連携・ネットワーク化】



まちづくりの担い手育成や地域活性化などの地域が抱える課題については、兵庫教育大学やNPO、地域など様々な組織が連携した「輝く加東 まちづくりコンソーシアム」が中心になって、専門性を活かして課題を解決するとともに、団体間で情報交換が行える機会を提供します。

⑤【コミュニティ意識の醸成】



より多くの市民の参加・参画を得てイベントを企画・運営し、市民の交流の場や情報共有の機会を創出します。

市民・事業者等の取組

- ◆市民は、まちづくりや地域づくり活動に積極的に参加します。
- ◆地域は、関係機関・団体と連携しながら、主体的に地域づくり活動に取り組みます。
- ◆地域は、地域の活性化や専門性が必要な地域課題の解決に向けて、「輝く加東 まちづくりコンソーシアム」を積極的に活用します。

関連する主要施策との連携の方針

※要援護者支援
高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人で避難が難しい市民を支援すること。

政策VI『協働』多様なきずなが織りなす 協働のまち

施 策 3	市民主体・自立のまちづくり
主要施策(1)	市民参加・参画の推進

将来あるべき姿

様々な立場の市民が市政に参画できる環境が整い、市民や地域などと行政が担う役割や領域を整理しながら連携し、協働で「輝く加東」を育てています。

まちの現状と課題

- ①多様化するまちづくりや地域づくりの課題にきめ細かく対応していくためには、市民のニーズや意見、要望といったものを、あらゆる手段や機会、仕組みにより的確に把握し、分析することが求められています。
- ②全ての市民が、市政に対して高い関心を有しているとはいえない状況が見受けられるため、市民の関心を喚起し、様々な立場の市民の参画を進める必要があります。
- ③市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくためには、市政を決定するのは市民であるとの意識を持って、自ら考え、判断し、行動する新しい主権像が求められています。



指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値(H18)	現状値(H23)	目標値(H29)
市のアンケートなどに協力する市民の割合	市民アンケートによる市が実施するアンケートへの協力や市の施策に対して提言する市民の割合	49.7%	51.5%	60.0%
懇談会などで市政に参画・参加する市民の割合	市民アンケートによる市の公募委員に応募したり懇談会に参加する市民の割合	20.1%	39.6%	50.0%
市民参加の機会拡大に対する満足度	市民アンケートによる市民参加の仕組みの整備や市民参加の機会の促進について満足と感じる市民の割合(「普通」を除く)	9.1%	7.1%	15.0%
選 挙 投 票 率	市長選挙投票率 市議会議員選挙投票率	65.10% 70.30%	48.24% 61.30%	—

※「選挙投票率」の現状値(H23)は、平成22年の各選挙の投票率。

市の取組

- ①【市民ニーズの把握・分析・活用】
各種の計画づくりや市の重要な政策形成などに当たっては、市民アンケート調査やパブリックコメント、団体長会議、市政懇談会などを実施し、多様な市民のニーズなどの把握に努めてきました。今後は、これらの多様な市民のニーズなどの貴重な情報を活用し、まちづくりに反映させていく仕組みづくりに取り組みます。
- ②【多様な市民参加・参画の促進】
行政情報の積極的な公開により、市政への関心を高めるとともに、各種審議会などに公募委員を積極的に登用します。また、市民、とりわけ女性が、まちづくりに参画しやすい環境や仕組みづくりを進めます。
- ③【主権者としての意識の高揚】
投票行動においては、政治に関する関心度よりも選挙に関する関心度が高い結果となっていることから、それぞれの選挙期間中に、選挙について適切な情報を提供し、主権者意識を高める選挙啓発に取り組みます。



部門別計画



市民・事業者等の取組

- ◆市民は、まちづくりについての関心を高め、選挙の投票をはじめ積極的に市政に参画します。
- ◆市民や事業者などは、行政とのパートナーシップに基づいた役割分担の中で、市民や地域の役割を果たします。

関連する主要施策との連携の方針

政策VI『協働』多様なきずなが織りなす 協働のまち

施策 4	ボランティア活動の促進
主要施策(1)	市民活動の推進

将来あるべき姿

地域ボランティアやNPOなどの市民活動が活発化し、地域における市民主体のまちづくりが進んでいます。

まちの現状と課題

①NPOをはじめとする公益的な活動を行う市民組織がありますが、活動環境は十分とはいえない状況です。



指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値(H18)	現状値(H23)	目標値(H29)
地域活動の推進や人材育成に対する満足度	市民アンケートによる地域活動の推進や人材の育成について満足と感じる市民の割合	74.6%	70.4%	80.0%
地域活動に参加している市民の割合	市民アンケートによる地域活動に参加している市民の割合	59.9%	60.1%	70.0%
NPO活動に参加している市民の割合	市民アンケートによるNPO活動に参加している市民の割合	11.5%	8.2%	10.0%
ボランティア活動に参加している市民の割合	市民アンケートによる個人的・自発的なボランティア活動に参加している市民の割合	23.0%	22.1%	30.0%

市の取組

①【市民活動の推進】

社会福祉協議会を中心に、地域ボランティアやNPOなどの公益的な活動を行う市民活動団体に対して、情報の収集・提供や協働事業の推進などにより、支援します。



部門別計画



市民・事業者等の取組

- ◆市民は、ボランティア活動を身近なものとして捉え、参加に努めます。
- ◆社会福祉協議会などは、ボランティア活動の基盤づくりに取り組みます。
- ◆ボランティア団体は、ボランティア活動について広く市民に周知し、活動の輪を広げます。

関連する主要施策との連携の方針

